

交渉（全労働埼玉支部）議事概要

埼玉労働局長（当局）は、平成 30 年 11 月 28 日（水）、全労働埼玉支部執行委員長（全労働埼玉支部）と交渉を行った。交渉の概要は、以下のとおりである。

【全労働埼玉支部】

- 1 監督署の組織業務改革について
監督指導体制の強化の方針は理解できるが、増員のない中での実施することには大きな問題意識を持っている。現場では不満、不安が渦巻いている状況であることから、中止・撤回を求める。
- 2 非常勤職員の雇用の安定について
非常勤職員の定員削減が直ちに雇止めにつながる重要な課題であることを念頭に、定員の確保に全力を尽くすこと。
- 3 かくれ残業の解消について
当局が実施している勤務時間の的確な把握に関する調査について、各所属からの報告内容を明らかにすること。

【当局】

- 1 監督署の組織業務改革について
今般の労働基準監督署の組織・業務体制の見直しは、定員状況が厳しいなか、政府の最重点課題である長時間労働の抑制をはじめとする「働き方改革」を推進するために、監督指導体制を強化していく必要があることにご理解いただきたい。また、新体制の構築に当たっては、改革に伴う職員の負担軽減及び行政サービスの維持・向上を図る観点から第一線の職員の意見を真摯に聞かせていただく必要があると考えている。
- 2 非常勤職員の雇用の安定について
非常勤職員の雇用の安定と処遇改善、職場環境の改善など、当局において対応できることについては、適切に対応すべく最大限努力するとともに、当局において対応するには限界があるものについては、本省において対応してもらおうべく上申も含め、しっかり対応していきたい。
- 3 かくれ残業の解消について
各所属からの報告内容について、今、精査をしている段階と聞いている。超過勤務を実施させた場合においては、確実に手当を支給するようにしている。しかし、実態として把握漏れがあったことから、その原因をしっかりと分析して精査すべきものとする。